

經濟を再建し、國民生活の安定を圖り、以つて階級對立の原因を除去する以外に、その完璧を期する道はないのであります。されば國家の産業及勞働政策は其根本基調をこゝに置き、資本の不當なる搾取を抑制すると共に、勞働に統制と規律を與へ進んで産業協力の實を擧げしむることが絶対に必要なりと確信致します。

抑々世界狀勢の變轉、經濟組織の行詰りに依り、あらゆる問題は個別的解決を許さざるものあり、國家的大局に立つ全面的解決を要求して居ります。我國刻下の重要問題たる農村、中小工業、或は國防、思想の諸問題も、既述せる産業及勞働政策を缺きては、その解決不可能なりと言はねばならぬのであります。

茲に不肖が別記の如き建議を致す所以のものは、不肖の代表する日本勞働組合會議が、我國組織勞働者の大半を占め、その産業及勞働上に於ける地位、責任の重大性を自覺せるものに外ならぬのであります。

希はくは閣下が、不肖の微志を根本的國策に採用せられ、以つて非常時局を打開し、國運の隆盛を招來せられんことを。

昭和八年十二月九日

日本勞働組合會議

議長 濱田國太郎

内閣總理大臣 齋藤 實閣下

要 綱

一、勞働行政

産業勞働省ヲ新設シ關係行政事務ノ統一ヲ計リ、更ニ勞働、企業兩者代表ヲ主トスル諮問委員會ヲ設ケ、産業及勞働ノ統制

ニ基調ヲ置ク學國的協力ヲ實現スベシ

二、産業統制

(イ)重要産業並ニ大産業ハ國營若クハ國家管理ヲ終局目標トシ、公益ノ精神ニ則リテ指導監督ヲ行ヒ之ヲ統制スベシ

(ロ)一般中小産業ハ各業別ニ事業主ノ組合ヲ組織セシメ、之ニ強制力ヲ附與シ、國家ハ同組合ヲ通ジテ指導監督ヲ行ヒ、之ヲ統制スベシ

三、勞働統制

(イ)勞働組合法、團體協約法ヲ制定シ、勞働者ニ自覺ト共ニ光明ヲ與ヘ、勞働組合運動ニ一定ノ軌範ヲ示シ、其健全性ヲ助長シ、以テ産業爭議ノ最少化ヲ圖リ、進ンデ勞働者が國家産業ニ貢獻シ得ル様統制スベシ

(ロ)勞働爭議調停法ヲ改正シ、一般産業ニモ強制調停ヲ行ヒ、調停和解ニ依ツテ解決シ得ザル事件ニ限り、之ニ最終的裁斷ヲ下シ、以テ勞資ノ利己的鬭爭ヲ終息セシムルタメ、夫々勞働、企業、消費三者ヲ代表スル陪審員ヲ參加セシムル産業勞働裁判所ヲ新設スベシ

四、産業協力

(イ)産業協力委員會ヲ設置シ、勞働、企業兩者ノ自主的努力ニノミ放任スルコトナク、國家モ亦産業平和及産業協力實現ニ努ムベシ

(ロ)産業協力委員會ハ主務大臣、地方長官、若クハソノ任命セル官吏ヲ議長トシ、勞働、企業、消費三者同數ノ委員ヲ以テ構成ス、但シ委員會ハ全國的並ニ地方的、産業別的ニ設置スベシ